青森県生活交通バス車両緊急整備事業費補助金交付要綱

平成22年 8月22日

改正 平成23年 9月26日

改正 平成28年 2月29日

改正 平成29年 3月13日

改正 平成29年11月10日

改正 平成30年11月26日

(趣旨)

第1 県は、地域住民の生活交通を確保する上で必要なバス車両の更新を促すため、乗合バス事業者(道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業(以下「乗合バス事業」という。)が行う低床バス車両等の購入に要する経費について、毎年度予算の範囲内において、当該乗合バス事業者に対し、青森県生活交通バス車両緊急整備事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則(昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2 補助対象事業者は、乗合バス事業者であって、国が定める地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日付け国総計97号、国鉄財第368号、国鉄業102号、国自旅240号、国海内149号、国空環第103号。以下「国庫補助金交付要綱」という。)に規定する生活交通確保維持改善計画(当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画を含む。)に運送予定者として記載されている者とする。

(補助対象期間)

第3 補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度(財政法(昭和22年法律第34号)第11条に規定する会計年度をいう。以下同じ。)の9月30日を末日とする1年間とする。

(補助対象車両)

第4 補助対象車両は、生活交通確保維持改善計画(当該計画に代えて策定される地域間 幹線系統確保維持計画を含む。)に記載された補助対象系統を運行するために必要な車 両であって、別表1に定める要件に適合する車両とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表2に定めるところにより算定するものとする。

2 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の1/2に相当する額以内の額 とする。

(申請書等)

- 第6 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。
- 2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
- (1)補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号) 第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- (2) 第1号の2様式による補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算 定表(補助対象路線に係るものに限る。)
- 3 第1項の申請書の提出期限は、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30 日とする。

(補助金の交付の条件)

- 第7 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規 定により付された条件となるものとする。
 - (1)補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の管理に当たっては、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
 - (2)補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、財産管理台帳(第2号様式)その他関係書類を第12に規定する期間整備保管すること。
 - (3) 規則第19条本文の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合において、知事の定めるところにより、その収入の全部又は一部を県に納付すること。

(補助金の額の確定等)

第8 知事は、第6の規定により提出された申請書を審査のうえ、これを正当と認めると きは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、第3号様式による補助金の交付の決定 及び額の確定通知書をもって、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第9 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(補助金の請求)

第10 補助金の請求は、補助金請求書(第4号様式)を知事に提出して行うものとする。

(補助金の経理)

第11 補助金の交付を受けた乗合バス事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と 明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。 2 補助金の交付を受けた乗合バス事業者は、前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(処分の制限を受ける期間)

第12 規則第19条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却 資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当 する期間とする。

附 則

この要綱は、平成22年8月18日から施行し、平成22年度から適用する。

附 則

(施行日等)

1 この要綱は、平成23年9月26日から施行し、平成23年度から適用する。

附 則

(施行日等)

この要綱は、平成28年2月29日から施行し、平成27年度から適用する。

附 則

(施行日等)

この要綱は、平成29年3月13日から施行し、平成28年度から適用する。

附 則

(施行日等)

この要綱は、平成29年11月10日から施行し、平成29年度から適用する。

附 則

(施行日等)

この要綱は、平成30年11月26日から施行し、平成30年度から適用する。

番号平成年月日

青森県知事 殿

申請者 氏名又は名称 住 所 代表者氏名 印

平成 年度青森県生活交通バス車両緊急整備事業費補助金交付申請書

記

平成 年度青森県生活交通バス車両緊急整備事業費補助金の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1. 交付を受けようとする補助金の額

補助対象経費	補助金の額
千円	千円

2. 申請の概要 (第6関係)

初年度(平成 年度)

補助ブロック名	申請番号	生活交通路線名称又は区間	路線維持費補助 金申請番号	Ē	輌の種	訓	乗車定員	車両の長さ (m)	購入等年月日	購入等の種別 (現金、割賦、リー ス)	自動車登録番号

【購入車両減価償却費】 ○事業者の減価償却方法(定率法 or 定額法)

確槑峙		費購入費 (P] *消費稅	を除く	実費購入 予定費合 計額から 備忘価格	*と限度 額のうち 少ない方	普通貨却及整額	特別 額 (円)	償却限度 額(円)	事業者償 お額(円)	ヌといのう ち少ない 方の額	償去期間 (月)	補助対象経費	補助対象 経費の 1/2の額
費補助金申請番号	車両価格	附属品 価格	改造費 ^	合計 /+p+/ ==	を控除し た額(円) ニ1円は	の額(円) ^	額(円) へ(定率4)×0.5=ト	Ŧ	ト+チ=ヌ	ĵV	(H) 7	ŋ	ヲ×ワ÷ 12(月)=カ	(fff) 1×1/2=3
													円	
													円	
計													千円	

*残存価 格(円) ~<u>#</u>9

【車両購入金融費用】 ○事業者の返済方法(元利均等 or 元金均等)

確保維持 費補助金 申請番号	金融費用補 助対象額 (円)	償去 期間 (月)	借入利率 (%)年利	vと 2.3%の うち低い方 の率(%)	補助対象経費	補助対象経 費の1/2の 額(千円)
CHHILL	~の額以内		ν	y	ッ	ツ×1/2=ネ
					円	
					円	
計					千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+ツ	補助金対象経費の1/2 の額(千円) 3+2~①

2年目以降(平成 年度)

- 1 H 5/17 ()	//\				
補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費補助金申請番号		
THIPSID IN SOCIAL	中间田勺	相外面引起外内仍又以凸面	当該年度	初年度	

【購入車両減価償却費】 ○事業者の減価償却方法(定率法 or 定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

確料特費制金	補助対象 限度額 円	残存価格 (円)	普通當和限整額	特別 額 (円)	償却限度 額(円)	事業者償 お額(円)	/とtのう ち少ない 方の額 (円)	償去期間 (月)	補炊Ӄ資	補助申請額 (千円)
申翻号	初度 の額1	前押度) (2年目の み外)の額 =j	ラ(定率法)×0.5=4 (定額法)ナ×0.2=4	ġ	L+1)=1	才	7	t	ク×ヤ÷12(月)コ (最終年度)ケマ	र×1/2≓ा
									円	
									円	
計									千円	

ラーマニフ

【車両購入金融費用】 ○事業者の返済方法(元利均等 or 元金均等)

確保維持 費補助金	金融費用補 助対象額 (円)	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率 (%)年利	ェと 2.3%の うち低い方 の率(%)	補助対象経費	補助対象経 費の1/2の 額(千円)
申請番号	ナの額以内		(自)	(至)	ľ	Ŧ	7	7×1/2=+
							円	
							円	
計							刊	

女性貝	
補助対象経費(千円)	補助金対象経費の1/2の額 (千円) ケ+サ=(3)
. ,	,,,

(1) 記載要領

- 1. 申請の概要は、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 2. 「確保維持費補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 3. 「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両の別がわかるように記載すること。
- 4. 「乗車定員」の欄には、座席数 (運転席を含む) に立ち席数を加えた数を記載すること。なお、立ち席は座席を除いた面積を1人当たりの専有面積0. 14平方メートルで除した数とする (道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 5. 「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
- 6. 【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
- 7. 【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 8. 「補助申請額」の欄は、車両ごとに百円単位 $(0.1 \sim 0.9 + \Pi)$ まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 9. 実費購入予定費については、見積書によるほか、車両価格、附属品価格、改造費それぞれ区分した証拠書類を提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 10. リース車両についても当該記載要領を準用するが、リース総額の見積書・契約書によるほか、車両等価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。
- 11. 【普通償却限度額】のト欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4 (定率法)の償却率を適用すること。 12. 普通償却限度額(ム欄)は、補助対象限度額(ナ欄)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(ラ欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額
- (ム欄)とする。 なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(ム欄)は計算式によらずに前年度と同額とす

※ 平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800 改定償却率:0.500

13. 自家用有償旅客運送の場合、普通償却限度額の欄は0.333 (定率法) もしくは0.167 (定額法) の償却率を適用すること。 なお、特例の償却率、改定償却率の取扱いについては11. 及び12. の規定を準用する。 (耐用年数6年の償却率、保証率、改定償却率とすること。)

(2) 添付書類

る。

- 1. 補助対象期間(要綱第3で定める期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(国庫補助金交付要綱第2編第1章第1節及び第2節に係る経常 費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- 2. 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる書類((1)7,9,10関連)
- 3. 標準仕様ノンステップバスを購入した場合には、認定書の写し
- 4. 低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 5. 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受けた車両にあっては、認定書の写し。
- 6. 自動車登録事項等証明書の写し
- 7. バス車両の主要部分の写真
- 8. 車両購入後の乗合バス事業用車両の状況 (車両数、平均車齢)

番号平成年月日

殿

青森県知事印

平成 年度青森県生活交通バス車両緊急整備事業費補助金 の交付決定及び額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった「平成 年度青森県生活交通バス車両緊急整備事業費補助金」については、青森県生活交通バス車両緊急整備事業費補助金交付要綱第8及び青森県補助金等の交付に関する規則(昭和45年3月青森県規則第10号)第4条及び13条の規定により次のとおり交付することを決定し、あわせてその額を確定したので通知する。

記

- 1. 補助金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付け 第 号で申 請のあった車両減価償却費等のうち申請番号第 号~第 号のものとし、その内容 は、交付申請書に記載されたとおりとする。
- 2. 補助金の確定額は次のとおりとする。

補助対象経費	補助金の額
千円	千円

- 3. 補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。
 - (1) 交付を受けた補助金については、地域公共交通の確保維持の目的に従って、効率的な運用を図ること。
 - (2) 補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区別して補助金の使途を明らかにしておくこと。
 - (3) 補助金に関する前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。

番号平成年月日

青森県知事 殿

補助事業者氏名又は名称住所代表者氏名印

平成 年度青森県生活交通バス車両緊急整備事業費補助金支払請求書

平成 年 月 日付け青交第 号で補助金の額の確定のあった標記補助金について、下記のとおり請求します。

記

- 1. 補 助 金 額 金 円
- 2. 受 取 人 住 所 (口座名義人) 氏 名
- 3. 振込先金融機関 及び支店名
- 4. 預 金 種 別
- 5. 口座番号

※金融機関名及び口座名義にふりがなを入れること。